

# E i w a N e w s

国税の徴収権の消滅時効について

平成 19 年 9 月  
( No. 026 )

今回は、国税の徴収権の消滅時効について、年金時効特例法の施行により遡って支給されることとなった未支給年金の例を基にご説明いたします。

## 【国税の徴収権の消滅時効】

国税の徴収権は、その国税の法定納期限の翌日から 5 年間とされています。

ただし、「偽りその他不正の行為（いわゆる脱税行為）」があった場合には、2 年間の時効不進行期間を加えて 7 年間に延長されます。

また“納税に関する告知を受けた場合”など一定の場合には、時効が中断することになります。（これまで経過した期間は一旦ゼロに戻ります。）

## 【公的年金等の課税関係】

公的年金等は、所得税法において「雑所得」として扱われ、「本来の支給日」の属する年の所得として処理されます。

したがって、未支給となっていた過去の年金の受給に関しては、以下のように取り扱われます。

直近の 5 年分・・・雑所得として課税

5 年超分・・・課税なし（国税の徴収権の消滅時効が成立）

## 【公的年金等からの源泉徴収】

公的年金等の支給に際しては、通常、源泉徴収が行われることとなります。

今回、年金時効特例法により「5 年を超えて遡って支給される年金」について、源泉徴収の取扱いはどのようになるのでしょうか？

結論から申しますと、この年金については源泉徴収されないこととなります。

その理由は、源泉徴収の対象となる公的年金等は、国民年金法、厚生年金保険法など「所得税法第 35 条第 3 項」に定めるものに限られていることによります。

今回、時効分の年金を支給する根拠法となった「年金時効特例法」は、この中に定められていないため、源泉徴収は行われません。

もちろん、直近の5年間に本来の支給日をむかえていた年金については、源泉徴収が行われることとなります。

本来の支給日	課税関係	源泉徴収
直近の5年分	雑所得として課税	あり
5年超分	課税なし（国税の徴収権の消滅時効成立）	なし

### 【遺族が受け取った場合】

年金記録の訂正により、年金の額が変更になった者が既に死亡している場合には、その遺族に対して未支給年金が支給されることとなります。

この場合、消滅時効の成立していない直近の5年分の年金は、その支給を受けた遺族の一時所得として課税されることとなります。

なお、この場合、源泉徴収は行われません。

以上、国税の徴収権の消滅時効と未支給年金についてご説明いたしました。

疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。